

実質化された人・農地プラン

注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
南大隅町	城内地区	令和3年12月1日	平成31年3月

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	144ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	11ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	5ha
i うち後継者がいる農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者がいない農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

城内地区は畑作地帯が多く畜産が盛んに行われており、飼料畑が多く、一部甘藷、茶、インゲン等が作付けされているが、今後、農業者の高齢化、後継者不足に伴い耕作放棄地の増加が懸念されている。畜産関係においては、若い担い手が確保されているが、露地、田畑等の耕作者においては高齢化が進んでいるのが現状である。
 また、鳥獣被害の問題も重要視されている地区でもある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

城内地区には、若手農業経営者で意欲的に取り組んでいる中心経営体(畜産経営)が数名いるので、今後は地域の担い手リーダーとして集約化を進めつつ、新たな担い手の確保に取り組む。

将来の経営農地の集約化を目指し、原則として、農地中間管理機構を活用した中心経営体への貸付を進めていく。

農業の生産効率の向上を図るため、農道の整備・圃場整備等の基盤整備に取り組む。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

新規就農者確保対策のため、学校跡地を活用した、マンション・住宅等の整備による、農業に取り組める環境整備の構築。
鳥獣害対策として、地区内を広域的に取り囲む電気柵、ワイヤーメッシュ、ICT等の強化を図る。
耕種農家、畜産農家等の連携により、地域に適した作目の作付け推進、農地の集約化により経営基盤を確立していく。

(参考)中心経営体(別紙のとおり)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。